

授業料等の負担が軽減される就学支援金制度などについて

本校では、各ご家庭の経済状況により国・千葉県・高校が実施する下表のそれぞれの制度を申請することができます。それぞれ申請時期が違い、お手数をおかけいたしますが、ご協力をお願いいたします。

【重要】各制度に該当しているかどうかの基準

保護者全員（親権を持つ者）の下記算定式により計算した額

$$\text{課税標準額（課税所得額）} \times 6\% - \text{市町村民税の調整控除の額}$$

※政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算します。  
 ※**提出いただくマイナンバーの情報を基に毎年都道府県が判定基準額を調べます。** 前回該当で給付を受けている場合は再度の書類提出は原則不要です。

授業料を軽減する制度	① <u>就学支援金（国の制度）</u> ・給付額：9,900～24,500円（月額 収入によって異なる） ・申請時期：4月（新入生のみ）と6～7月（全学年毎年実施） ・申請方法：高校へ各書類を提出（前回該当者は原則提出不要）	※一括して高校で手続きをしますので、個別の申請は必要ありません。
	② <u>授業料減免制度（千葉県・高校の制度）</u> ・給付額：授業料または授業料の2/3から①の給付額を除いた額（月額） ・申請時期：6～7月（①と同時に申請受付）	
③ <u>入学金軽減事業（千葉県・高校の制度 1年生のみ）</u> ・給付額：入学金の全額または150,000円のいずれか低い方の額 ・申請時期：6～7月（①と同時に申請受付）		
④ <u>奨学のための給付金（都道府県の制度）</u> ・給付額：52,600～150,000円（年額・2020年度の場合） ・申請時期：6月～9月頃（都道府県によって異なる） ・申請方法：保護者が千葉県在住⇒高校へ各書類を提出 保護者が千葉県以外に在住⇒都道府県窓口へ各書類を提出		
授業料以外の教育費を軽減する制度		

◆対象条件と給付額（①・②は月額）

該当	A	B	C	D	E①	E②	F
昨年の年収（めやす）	0～270万円	～350万円	～590万円	～640万円	～750万円	～910万円	910万円超
判断基準額	0	～51,299	～154,499	～175,499	～227,099	～304,199	304,200～
①就学支援金	24,500円			9,900円			所得制限
②授業料減免	就学支援金で全額給付のため0円			14,600円	6,400円	—	
③入学金軽減	対象		—				
④奨学給付金	対象	—					

以上